

## 15. 取引先との取引停止

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人に、「主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の10%以上である取引先をいう。以下本項目において同じ。）との取引の停止」又は「同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止」が発生した場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

主要取引先との取引停止、あるいは同一事由又は同一時期における複数の取引先との取引停止の日の属する営業期間の開始日から3年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該取引の停止による営業収益の減少見込額の総額が、直前営業期間の営業収益の10%に相当する額以上

※ 投資法人の営業期間が6月であるときは、「各営業期間」を「各特定営業期間（1の特定営業期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」を「直前2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えてください。

【上場規程第1213条第2項第1号b（o）、施行規則第1229条第1項第7号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、運用状況に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

#### 【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 取引停止には、取引先的意思による場合、法規制等により取引先との取引が不可能になる場合等を含みます。
- ③ 「取引先との取引停止」に併せて「資産の貸借又は貸借の解消」及び「資産の貸借の解消」に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 取引停止に至った経緯

#### b. 取引先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人及び資産運用会社と相手先との関係（\*）を記載する。

（\*）投資法人・資産運用会社と相手先との関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における投資法人・資産運用会社と相手先との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・資産運用会社と相手先との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

- ・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・資産運用会社と相手先との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手先が投資法人・資産運用会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。

（※1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

（※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

#### c. 取引の内容

- ・ 取引の種類、取引高の実績を記載する。

#### d. 今後の見通し

- ・ 当期以降の運用状況に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

#### e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

### ○（参考）当期運用状況の予想及び前期実績

- ・ 参考として、当期運用状況の予想（取引先との取引停止の発生に際して当期運用状況予想を新たに算出した場合には、新たな予想の内容）及び前期実績を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、取引先との取引停止の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「運用状況の予想の修正」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。